

2 土壤汚染対策法

(1) 土壤汚染対策法とは

「土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること」を目的として平成15年2月15日に施行されました。土壤汚染対策法の対象となる物質(特定有害物質)は、土壤に含まれることに起因して健康被害を生ずるおそれがあるものとして政令で26物質が定めています。

(2) 土壤汚染とは

人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれます。

土壤汚染のリスクとして以下の二つに分けて考えられています。これら健康リスクを管理するために、土壤汚染対策法では、土壤溶出量基準と土壤含有量基準を定めています。

- ・汚染土壤からの溶出に起因する汚染地下水の摂取等による健康リスク⇒土壤溶出量基準
- ・汚染土壤を経口摂取する等の直接摂取による健康リスク⇒土壤含有量基準

(3) 土壤汚染状況調査とは

土壤汚染による環境リスクの管理の前提として、土壤汚染に係る土地を的確に把握する必要があります。土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査を「土壤汚染状況調査」といい、以下の場合に調査が求められます。

- ・水質汚濁防止法に従って設置されている有害物質使用特定施設を廃止する場合
(※廃止した場合でも、その土地について予定されている利用の方法からみて、土壤汚染により人の健康被害が生ずるおそれがないときは、法第3条第1項ただし書きの確認を受けることによって、その状態が継続する間に限り調査の実施を一時的に免除できる。)
- ・一定規模(既に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地で900m²以上、その他は3000m²)以上の土地の形質の変更の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認める場合
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認める場合

土壤汚染対策法に基づく調査は、環境大臣や都道府県知事に指定された指定調査機関のみが行うことができます。指定調査機関は土壤汚染調査技術管理者を置き、技術管理者の指導・監督のもと調査を行います。

(4) 汚染土壤の管理と措置

都道府県知事等は、土壤汚染状況調査の結果報告を受けて、報告を受けた土地が人の健康に係る被害を生じさせるおそれ(周辺の土地で地下水の飲用があるか。人が立ち入ることができる土地かどうか。)の有無に応じて、以下の要措置区域または形質変更時要届出区域に指定します。なお、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超える物質がない場合は規制の対象外です。汚染土壤は適切に管理していく必要があり、汚染状況と土地の利用目的に応じた措置を行います。

① 要措置区域

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、人の健康に係る被害が生じるおそれがある区域。汚染の除去等の措置が必要。

② 形質変更時要届出区域

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していないが、人の健康に係る被害が生じるおそれがない区域。汚染の除去等の措置は不要であるが、土地の形質変更時に都道府県知

事等に計画の届出が必要。

(5) 平成30年、31年に施行された主な改正点

① 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大

有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場(一時的免除中の土地を含む)の敷地内では土地の形質の変更面積が900m²以上の場合、届出が必要になる。

② 汚染の除去等の措置内容に関する計画書提出命令の創設

土地の所有者等に対して、都道府県知事への汚染除去等計画書の提出や措置完了時の報告等が義務化。

③ リスクに応じた規制の合理化

人の健康に係る被害が生じるおそれのない土地の形質の変更は、その施行方法等の方針についてあらかじめ都道府県知事の確認を受けた場合、工事ごとの事前届出に代えて年1回程度の事後届出とする。

自然由来等形質変更時要届出区域間の汚染土壤の移動ができる汚染状況を規定。

図1に土壤汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れを、表3に土壤汚染対策法で定められている特定有害物質及びその基準値等を示します。

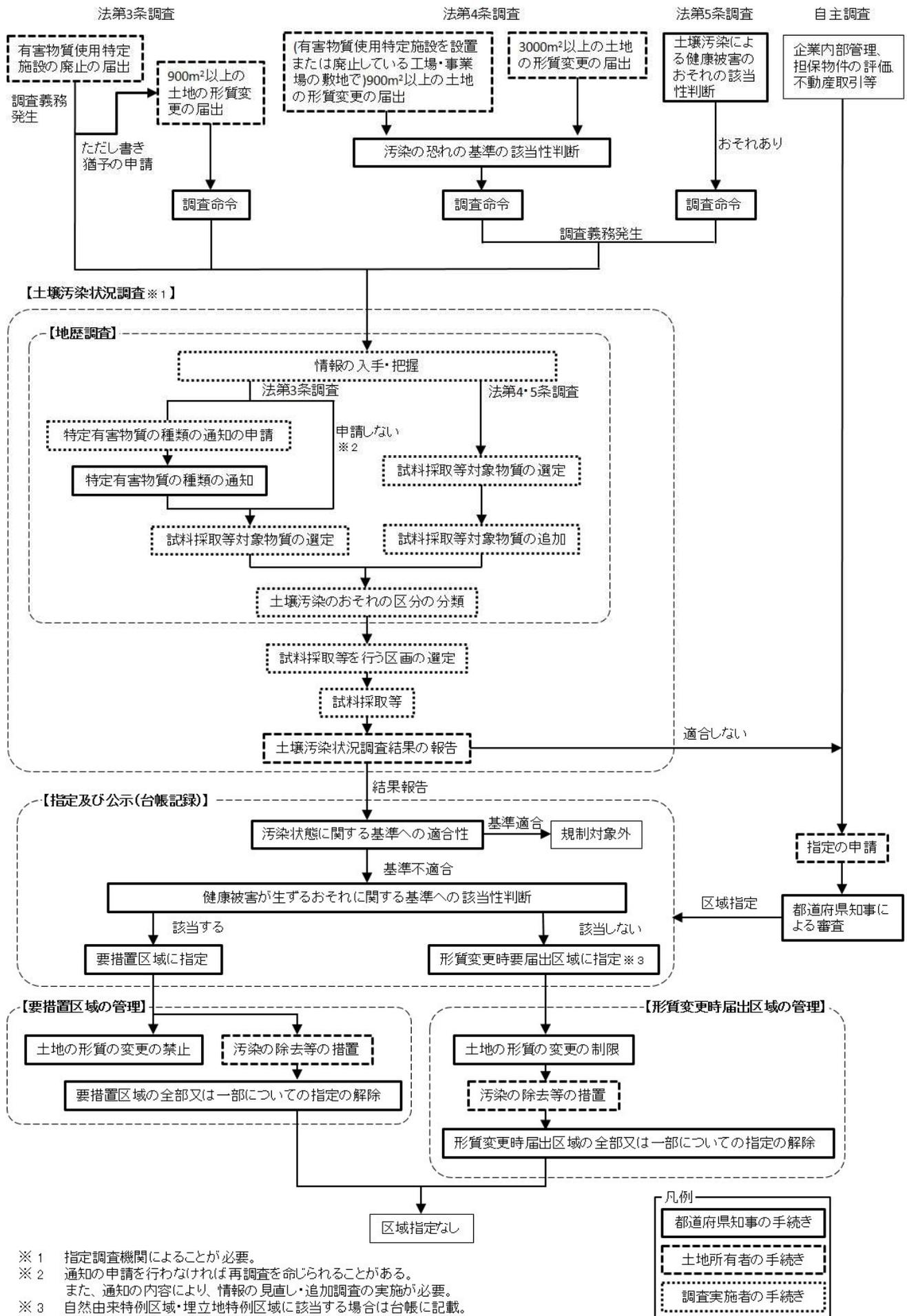


図1 土壤汚染状況調査及び要措置区域等の指定の流れ

表3 特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

土壤汚染対策法施行令 平成14年政令第336号(最終改正:令和5年政令第304号)
 土壤汚染対策法施行規則 平成14年環境省令第29号(最終改正:令和6年環境省令第17号)

区分 (則第1条 第5条)	基準 (要件)			
	特定有害物質の種類 (令第1条)	地下水基準 (則第7条第1項, 別表第1) 土壌溶出量の指定基準 (則第31条第1項, 別表第3)	土壌含有量の指定基準 (則第31条第2項, 別表第4)	第2溶出量基準 (則第9条第1項第2号, 別表第2 : 土壌の処理方法関連の基準)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.04mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	1mg/L以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.4mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.02mg/L以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.2mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	3mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.06mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.1mg/L以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下
六価クロム化合物		0.05mg/L以下	250mg/kg以下	1.5mg/L以下
シアン化合物		検出されないこと	(遊離シアン) 50mg/kg以下	1mg/L以下
水銀及びその化合物		0.0005mg/L以下 (アルキル水銀不検出)	15mg/kg以下 (—)	0.005mg/L以下 (アルキル水銀不検出)
セレン及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.3mg/L以下
鉛及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.3mg/L以下
砒素及びその化合物		0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.3mg/L以下
ふっ素及びその化合物		0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	24mg/L以下
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003mg/L以下	—	0.03mg/L以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.2mg/L以下
	チウラム	0.006mg/L以下	—	0.06mg/L以下
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—	0.003mg/L以下
	有機リン化合物	検出されないこと	—	1mg/L以下

1. 分解生成物を生成する物質については、その分解生成物も調査の対象となります。
2. 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びOEPNのことをいいます。
3. 平成29年4月1日からは、特定有害物質にクロロエチレン(別名:塩化ビニル、塩化ビニルモノマー)が追加、平成31年4月1日からシス-1,2-ジクロロエチレンは1,2-ジクロロエチレンに変更になりました。